

## 16) コンクリートブロック積工

### 1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、コンクリートブロック積工に適用する。

#### 1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 勾配が 1 割未満 (1 : 1.0 未満) の法面に施工するブロック積みで、JIS タイプ (JIS で規定する形状寸法) の積ブロック (間知・ブロック質量 150kg/個未満) を使用する場合に適用する。  
ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。

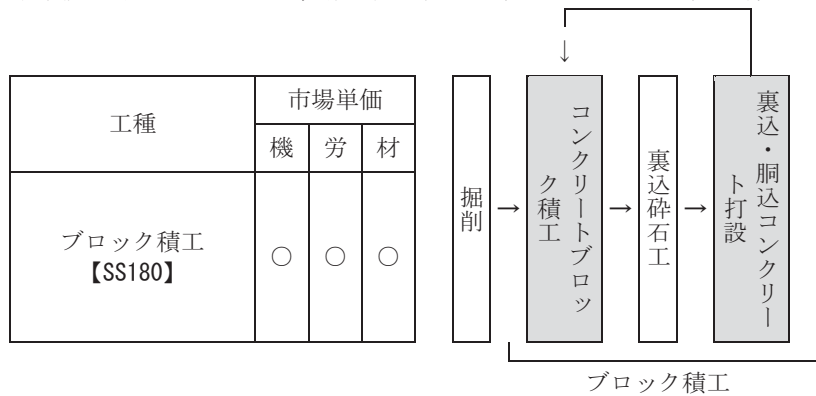
#### 1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
  - 1) 積ブロック (間知・ブロック質量 150kg/個以上) を使用する場合。
  - 2) 垂直高が練積において 7m を超える場合。(空積においては 3m を超える場合)
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
  - 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
  - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

### 2. 市場単価の設定

#### 2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の着色部分である。



- (注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。  
 2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。  
 3. 市場単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。  
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。  
 なお、必要な場合は別途考慮する。

#### 2-2 市場単価の規格・仕様

ブロック積工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

区分	規格・仕様	単位
ブロック積工	JIS タイプの積ブロック (間知・ブロック質量 150kg/個未満), 調整コンクリート等	m <sup>2</sup>

## 2-3 加算率・補正係数

## (1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合（100m <sup>2</sup> 未満）は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量
	裏込コンクリートを施工しない場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K3	対象数量
	空積の場合	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K4	対象数量

## (2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	コンクリートブロック積工
			ブロック積工
加算率	施工規模	S0	100m <sup>2</sup> 以上 0%
		S1	100m <sup>2</sup> 未満 15%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.15
	夜間作業	K2	1.25
	裏込コンクリートを施工しない場合	K3	0.95
	空積の場合	K4	0.85

(注) 施工規模加算率 (S1) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模の加算率のみを対象とする。

## 2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = (設計単価 (注 1) × 設計数量) + 材料費 (注 2)

(注 1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1/100) × (K1 × K2 × K3 × K4)

(注 2) 胴込・裏込コンクリートを施工する場合は、コンクリート材料費を計上する。材料費の計上は次式による。

材料費 = コンクリート (胴込・裏込) 材料単価 × 設計数量 × 1.12 (ロス分)

### 3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 布積、谷積を問わず適用できる。
- (2) 設計面積は、ブロック積本体の面積と調整コンクリートの面積を合計した面積とすること。
- (3) 本市場単価は、JIS タイプの滑面ブロックを標準とする。

JIS タイプの粗面・化粧ブロックを使用する場合は、次式により滑面ブロックとの材料単価差を加算する。ただし、加算率や補正係数を適用させる場合は、標準の市場単価を補正した後、材料単価差を加算するものとする。

$$\text{式：標準の市場単価[ブロック積工：円/m}^2\text{]} \times \text{加算率} \cdot \text{補正係数} \\ + \text{材料単価差（粗面・化粧ブロック [円/m}^2\text{]} - \text{滑面ブロック [円/m}^2\text{]）}$$

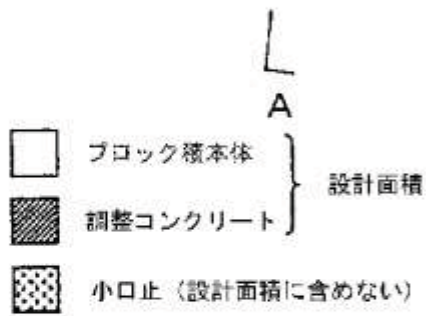
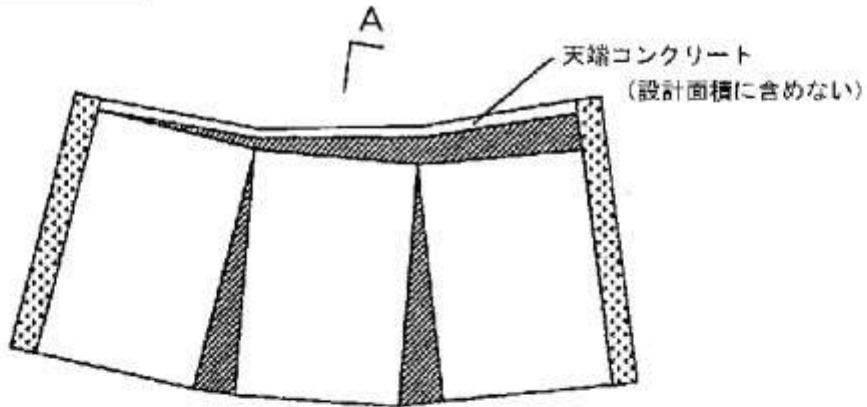
なお、ブロックの m<sup>2</sup> 当り単価の算出は次式による。

$$\text{式：ブロック単価 [円/m}^2\text{]} = \text{材料単価 [円/個]} \times \text{m}^2 \text{ 当り使用量 [円/m}^2\text{]}$$

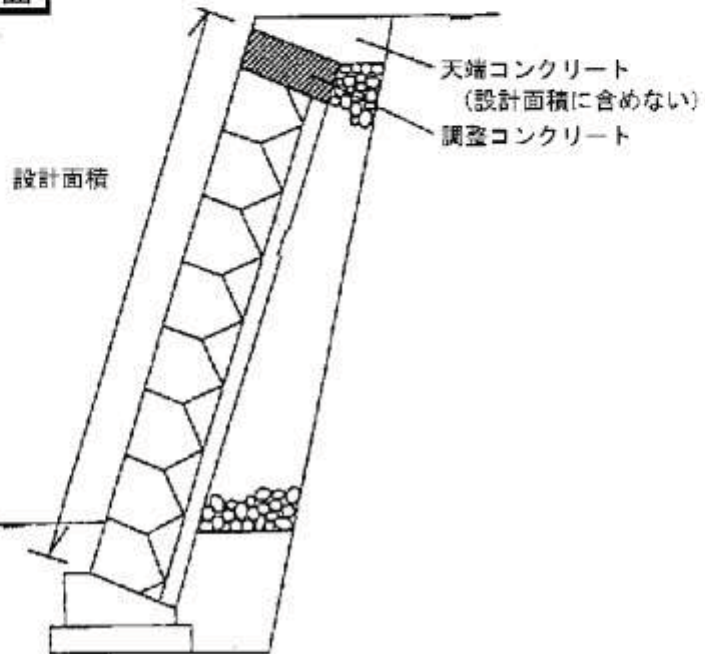
- (4) ブロック積工は、目地、水抜きパイプ等の施工（材料費含む）の有無に関わらず適用できる。
- (5) 遮水・止水シート及び吸い出し防止材を全面に施工する場合は「第 II 編 第 2 章 3) コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。
- (6) 小口止コンクリートは、「第 II 編 第 4 章 コンクリート工」により別途計上する。
- (7) 基礎・天端コンクリートを施工する場合は「第 II 編 第 2 章 3) コンクリートブロック積（張）工の現場打基礎コンクリート工及び現場打天端コンクリート工」により別途計上する。
- (8) 基礎・裏込砕石を施工する場合、基礎砕石は「第 II 編 第 2 章 2) 基礎・裏込砕石工，基礎・裏込栗石工」，裏込砕石は「第 II 編 第 2 章 3) コンクリートブロック積（張）工」により別途計上する。
- (9) 随意契約により調整を行う追加工事の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

4. コンクリートブロック積工 (調整コンクリート・小口止) 参考図

**正面図**



**A-A断面**



## 17) 排水構造物工

### 1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による排水構造物工に適用する。

#### 1-1 市場単価が適用出来る範囲

- (1) 排水構造物工のうちプレキャスト製品による U 型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。

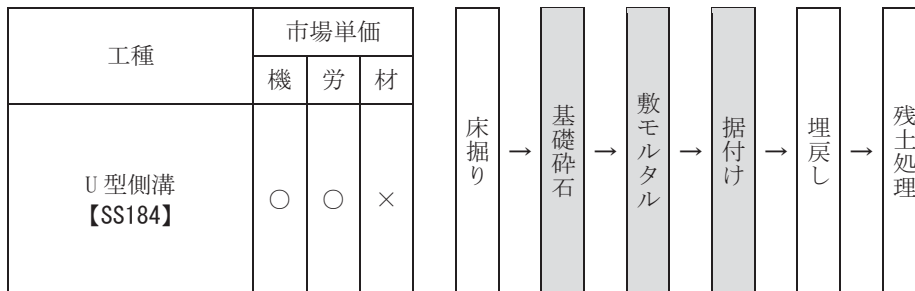
#### 1-2 市場単価が適用出来ない範囲

- (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの
  - 1) 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。
  - 2) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。
- (2) 特別調査等別途考慮するもの
  - 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
  - 2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

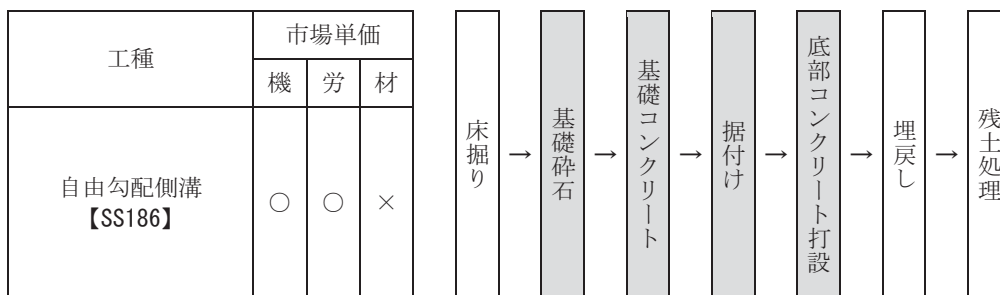
### 2. 市場単価の設定

#### 2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色部分である。



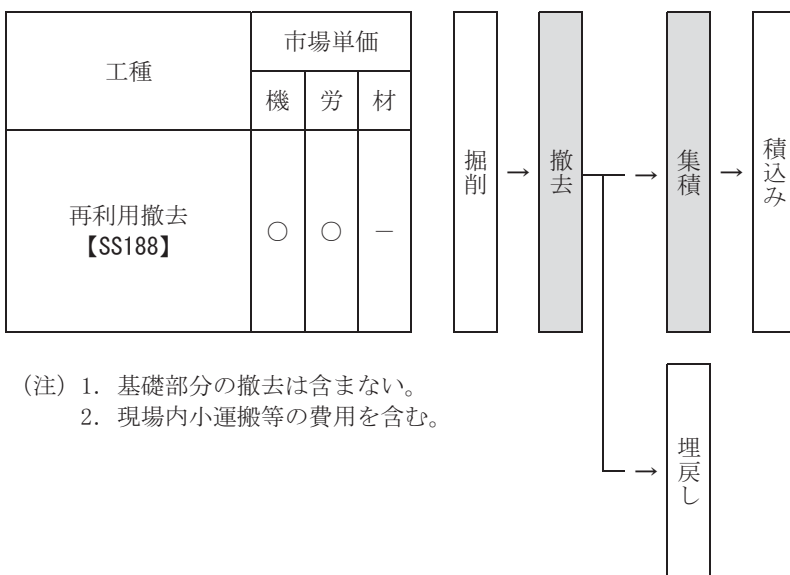
- (注) 1. 側溝本体、基礎碎石の材料費は含まない。  
 2. 敷モルタルの材料費（材料ロス含む）は含む。  
 3. 据付けに必要なクレーン及びカッタブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、U 型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。  
 4. 基面整正は含まない。



- (注) 1. 側溝本体、基礎碎石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。  
 2. 据付けに必要なクレーン及びカッタブレード、コンクリートカッタ、目地モルタル、自由勾配側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。  
 3. 基面整正は含まない。  
 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。  
 なお、必要な場合は別途計上する。

工種	市場単価			据付け
	機	労	材	
蓋版 【SS188】	○	○	×	

- (注) 1. 蓋版本体の材料費は含まない。  
 2. 鋼製蓋版の場合は、受枠の設置を含む。  
 3. 現場内小運搬等の費用を含む。



- (注) 1. 基礎部分の撤去は含まない。  
 2. 現場内小運搬等の費用を含む。

2-2 市場単価の規格・仕様

排水構造物工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様

区分		規格・仕様		単位
排水構造物工	U型側溝	L=600mm	60kg/個以下	m
			60を超え 300kg/個以下	
		L=2,000mm	1,000kg/個以下	m
			1,000を超え 2,000kg/個以下	
	自由勾配側溝	L=2,000mm	1,000kg/個以下	m
			1,000を超え 2,000kg/個以下	
蓋版	コンクリート・鋼製	40kg/枚以下	枚	
		40を超え 170kg/枚以下		

- (注) 鋼製蓋版については、受枠の質量を含めた1枚当り質量とする。

## 2-3 加算率・補正係数

## (1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S1	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量
	L=1,000mm を使用する 場合	使用する側溝本体の長さ（L）が 1,000mm の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K3	対象数量
	L=4,000mm を使用する 場合	使用する側溝本体の長さ（L）が 4,000mm の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K4	対象数量
	L=5,000mm を使用する 場合	使用する側溝本体の長さ（L）が 5,000mm の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K5	対象数量
	法面小段面	法面小段面部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K6	対象数量
	法面縦排水	法面縦排水部における作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K7	対象数量
	基礎碎石を施工しない 場合	基礎碎石を施工しない場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K8	対象数量
	再利用撤去	再利用を目的とした側溝本体及び蓋版本体の撤去作業の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K9	対象数量

## (2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	U 型側溝	自由勾配側溝	蓋版
加算率	施工規模	S0	50m 以上 0%		—
		S1	50m 未満 10%		—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.10	1.10	1.10
	夜間作業	K2	1.45	1.45	1.45
	L=1,000mm を使用する 場合	K3	1.10	—	—
	L=4,000mm を使用する 場合	K4	0.90	—	—
	L=5,000mm を使用する 場合	K5	0.85	—	—
	法面小段面	K6	1.10	—	1.00
	法面縦排水	K7	1.25	—	—
	基礎碎石を施工しない 場合	K8	0.90	0.90	—
	再利用撤去	K9	0.50	—	0.60

- (注) 1. 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。（1 工事において、設置と再利用撤去がある場合も含む）
2. 施工規模加算率（S1）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K1）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。
3. L=1,000mm を使用する場合の補正係数（K3）、L=4,000mm を使用する場合の補正係数（K4）及び L=5,000mm を使用する場合の補正係数（K5）が補正の対象としているのは U 型 L=2,000mm であり、各々の個当り質量を 2m に換算し、適合する規格・仕様の単価を係数で補正する。

## 2-4 直接工事費の算出

[設置]

直接工事費 = (設計単価 (注 1) × 設計数量) + 材料費 (注 2 又は注 3)

(注 1) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 又は S1/100) × (K1 × K2 × …… × K9)

(注 2) 材料費 = 側溝材料単価 × 設計数量 + 基礎碎石材料単価 × 設計数量 × 1.20 (1 + ロス率)  
+ コンクリート材料単価 × 設計数量 × 1.06 (1 + ロス率)

(注 3) 材料費 = 蓋版材料単価 × 設計数量

## 3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 市場単価には、側溝本体、蓋版、基礎碎石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。
- (2) 側溝、蓋版の設置、再利用撤去における施工方法 (機械・人力) は問わない。
- (3) 移設時の設置工事にも適用出来る。
- (4) 敷材としてモルタルに替えて砂を使用する場合にも適用出来る。
- (5) 鋼製蓋版は受枠の有無にかかわらず適用出来る。
- (6) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。



18) 橋面防水工

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。

- (1) シート系防水（アスファルト系）による防水工事
  - 1) 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。
  - 2) 溶着機によるシート設置（加熱，常温溶着型）の場合。
- (2) 塗膜系防水（アスファルト系）による防水工事
  - 1) ローラー・はけなどを使用した人力施工の場合。

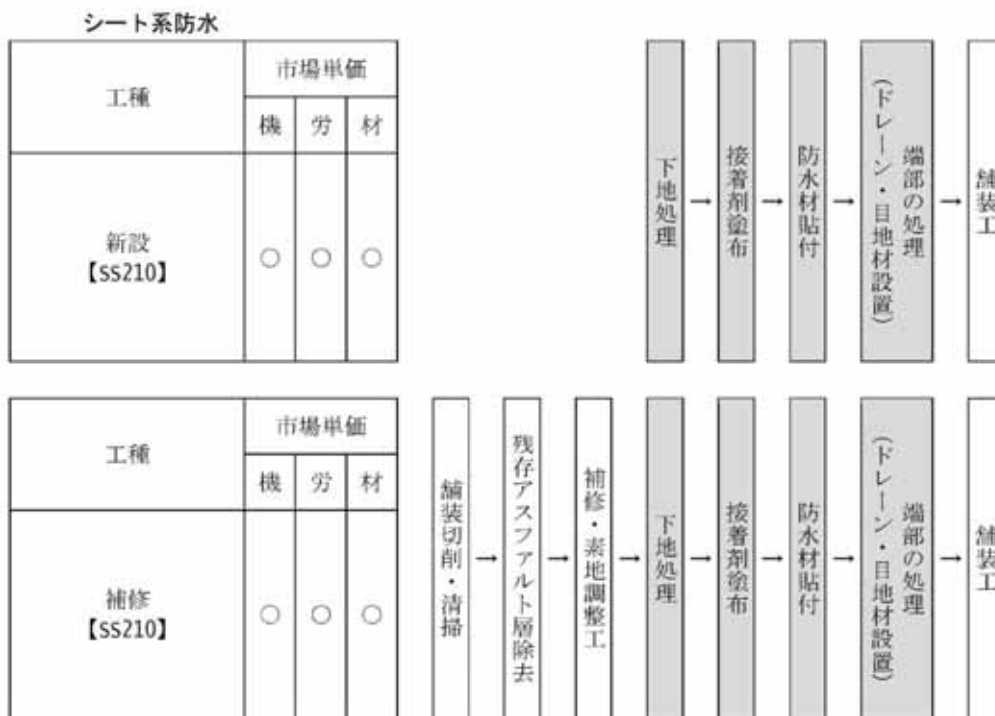
1-2 市場単価が適用できない範囲

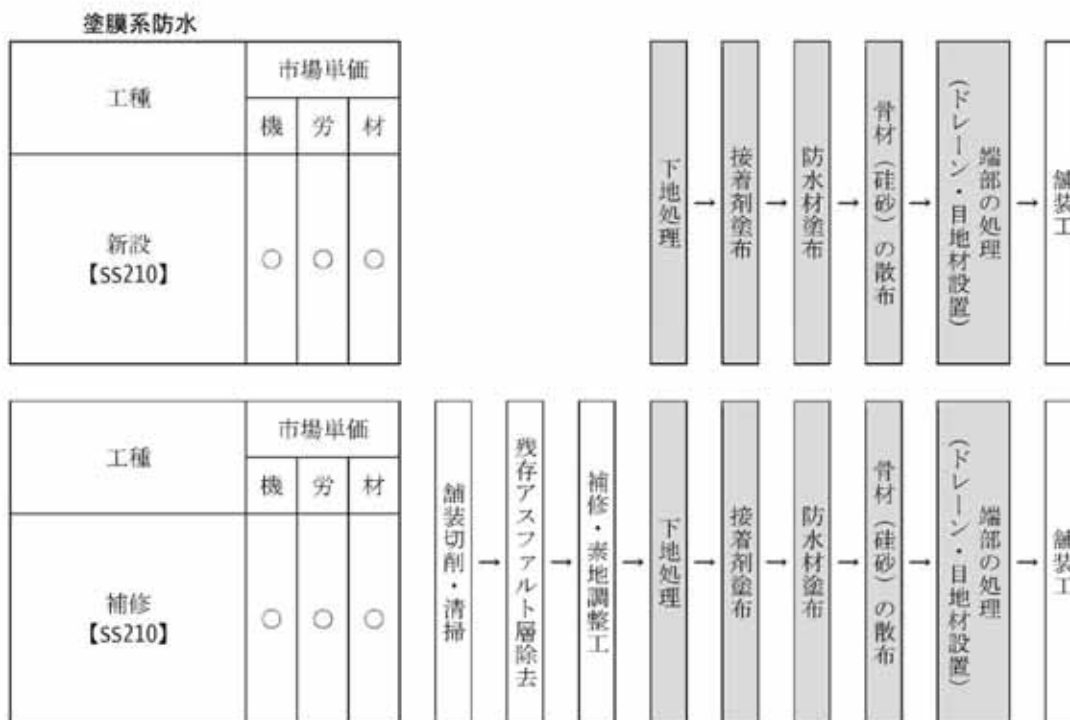
- (1) 特別調査等別途考慮するもの
  - 1) 舗装系防水による防水工事の場合。
  - 2) 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。
  - 3) 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。
  - 4) 高性能防水（防水性・遮塩性，舗装および床板との接着性が高い材料を使用し，長期間にわたり耐久性能を有する防水）の場合。
  - 5) 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。
  - 6) 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。
  - 7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
  - 8) その他，規格・仕様等が適合せず，市場単価が適用できない場合。

2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色部分である。





2-2 市場単価の規格・仕様

橋面防水工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様

規格・仕様			単位
橋面防水工	シート系防水 (アスファルト系)	新設	m <sup>2</sup>
		補修	
	塗膜系防水 (アスファルト系)	新設	m <sup>2</sup>
		補修	

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加算率	標準	S0	対象数量
	施工規模	S1	対象数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	対象数量
	夜間作業	K2	対象数量

## (2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	シート系防水		塗膜系防水	
			新設	補修	新設	補修
加算率	施工規模	S0	200㎡以上 0%	—	200㎡以上 0%	—
		S1	200㎡未満 15%	—	200㎡未満 15%	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.15	—	1.15	—
	夜間作業	K2	1.15	1.15	1.15	1.15

- (注) 1. 施工規模は、シート系防水、塗膜系防水それぞれ 1 工事の全体量で判定する。  
2. 施工規模加算率 (S1) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は施工規模の加算率のみを対象とする。

## 2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1 / 100) × (K1 × K2)

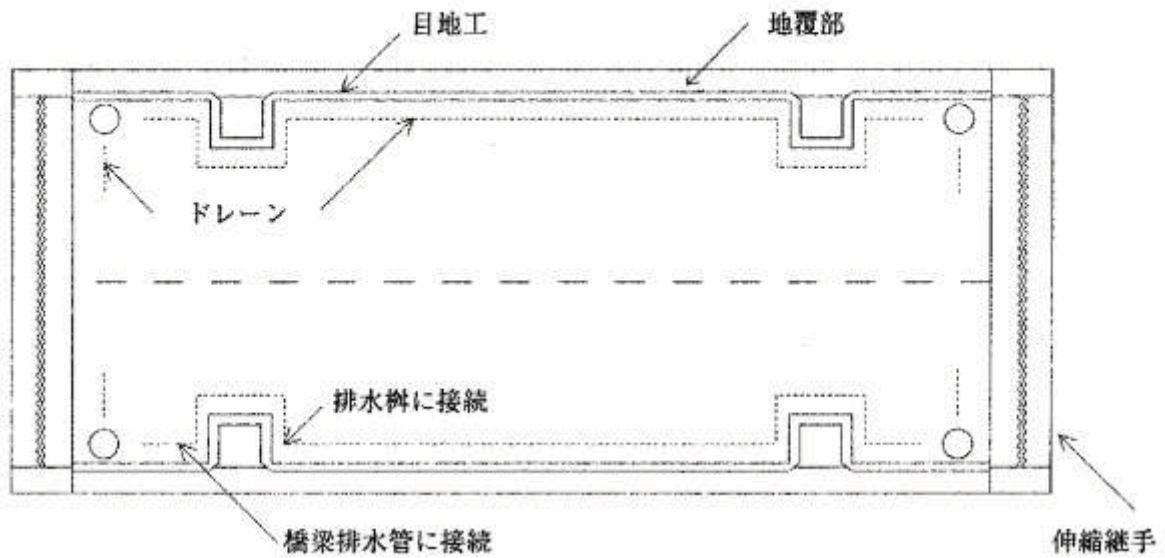
## 3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

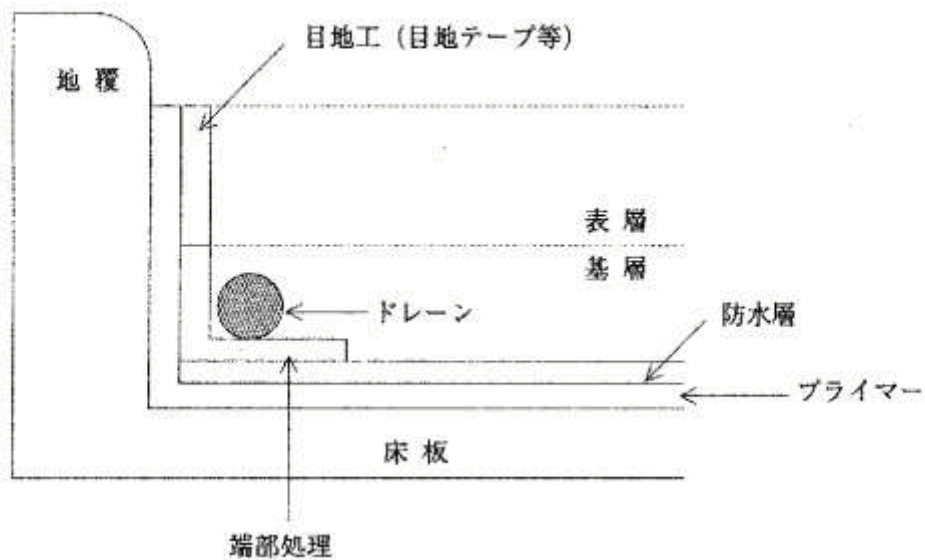
- (1) 下地処理とは、コンクリート床板面の例簞筥・塵埃等の除去作業であり、塗布前処理をいう。
- (2) 設計数量は、端部処理の立ち上がり面積・重ねしる部分の面積を計上しない。
- (3) 単価は材料のロス等 (端部処理及び重ねしる) を含む。
- (4) 端部処理とは、立ち上り部や排水ます付近、伸縮装置部の特に水がたまりやすい箇所に、合成繊維にアスファルトを浸透させた網状ルーフィング等を設置することをいう。
- (5) ドレーン・目地工の有無にかかわらず適用できる。但し、ドレーン・目地材の材料費は別途計上する。  
ドレーン・目地材の材料費の計上は次による。  
材料費 = 設計数量 × 1.05 (ロス) × 材料単価
- (6) 随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

[参考図]

■床版排水工（ドレーン）配置図



■断面図



## 19) グルーピング工

### 1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、グルーピング工に適用する。

#### 1-1 市場単価が適用出来る範囲

道路に設置する乾式及び湿式グルーピング工。

#### 1-2 市場単価が適用出来ない範囲

(1) 特別調査等別途考慮するもの

- 1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
- 2) 時間的制約を受ける場合、夜間作業及び未供用区間の場合。
- 3) その他、規格、仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。

### 2. 市場単価の設定

#### 2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色の部分である。

工種	市場単価			位置出し	溝切り	廃材積込	路面清掃	廃材運搬	廃材処分
	機	労	材						
グルーピング工 【SS000001】 【SS000003】	○	○							

#### 2-2 市場単価の規格・仕様

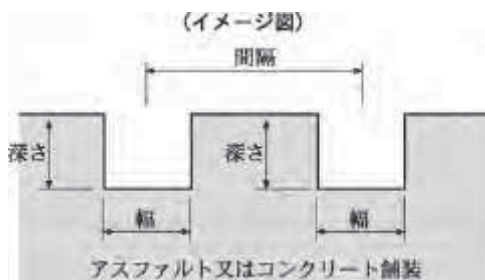
グルーピング工の市場単価の規格・仕様は、下記のとおりとする。

表 2.1 規格・仕様

規格・仕様		単位
縦方向	幅 9mm—深さ 6mm—間隔 60mm	m <sup>2</sup>
	幅 9mm—深さ 4mm—間隔 60mm	
横方向	幅 9mm—深さ 6mm—間隔 60mm	m
	幅 36mm—深さ 10mm (路面排水用)	

(注) 1. 間隔とは、溝の中心間距離である。

2. 横方向 幅 36mm—深さ 10mm は、路面排水を目的とする場合に適用する。



2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S1	
補正係数	舗装面	舗装面がコンクリート舗装の場合に補正する。	K1	対象数量

- (注) 1. 施工規模の判定は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装のそれぞれの合計数量で判断すること。  
 2. 横方向（路面排水用）については、施工規模の加算率はない。  
 3. 舗装面は、アスファルト舗装を標準とする。  
 4. 道路曲線に伴う、曲線部の施工の補正はない。

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	グルーピング工
加算率	施工規模	S0	100m <sup>2</sup> 以上 0%
		S1	100m <sup>2</sup> 未満 20%
補正係数	舗装面	K1	1.70

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1/100) × (K1)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を算定する。  
 (2) 道路曲線に伴う、曲線部の施工にも適用出来る。

< 参 考 >

$$\text{施工対象面積} = \text{施工延長} \times \text{施工幅}$$



20) 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)

1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による鉄筋挿入工 (ロックボルト工) に適用する。

1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) 法面における鉄筋挿入工 (ロックボルト工) のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合。
  - 1) 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長 1m 以上 5m 以下、削孔径 42mm 以上 65mm 以下、法面垂直高さ 30m 以下。
  - 2) 削孔が仮設足場 (単管足場) または土足場となる場合：削孔長 1m 以上 5m 以下、削孔径 42mm 以上 65mm 以下、法面垂直高さ 40m 以下 (ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが 1m 以下)。
  - 3) 削孔がロープ足場 (命綱) となる場合：削孔長 1m 以上 2m 以下、削孔径 42mm 以上 50mm 以下、法面垂直高さ 40m 以下。

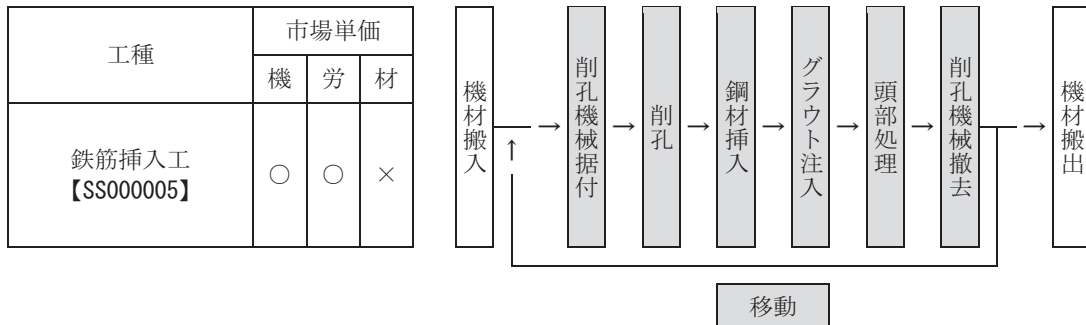
1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの
  - 1) 自穿孔材による施工の場合
  - 2) 逆巻き施工の場合
  - 3) 土質が硬岩、玉石混土を含む場合
  - 4) 削孔後の孔壁が自立しない場合
  - 5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合
  - 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合

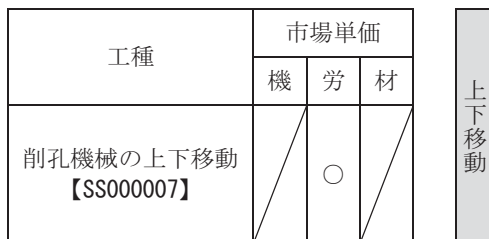
2. 市場単価の設定

2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色の部分である。



- (注) 1. 削孔機械の横移動手間を含む。
- 2. 削孔用のドリルロッド、ビット、シャンクロッド及びスリーブ損耗費を含む。
- 3. 市場単価には、頭部処理のナットの締め付けに要する費用が含まれており、キャップ装着の有無は問わず、適用できる。



- (注) 1. 現場条件Ⅱにおいて削孔機械の上下移動が必要な場合に計上する。
- 2. チェーンブロック等の損料を含む。

工種	市場単価			設置・撤去
	機	労	材	
仮設足場の設置・撤去 【SS000009】	/	○	○	

- (注) 1. 現場条件Ⅱにおいて仮設足場の設置・撤去が必要な場合に計上する。  
 2. 作業面の足場幅は 2.0m を標準とする。

2-2 市場単価の規格・仕様

鉄筋挿入工の市場単価の規格・仕様区分は下記のとおりである。

表 2.1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分

区分	規格・仕様				単位	
現場条件	足場種別 (削孔時)	足場種別 (鋼材挿入・グラウト注 入・頭部処理時)	法面垂直高	削孔長		削孔径
I	—	ロープ足場 (命綱)	30m 以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
II	仮設足場 (単管足場) または土足場		40m 以下	1m ≤ L ≤ 5m	42mm ≤ φ ≤ 65mm	m
III	ロープ足場 (命綱)		40m 以下	1m ≤ L ≤ 2m	42mm ≤ φ ≤ 50mm	m

現場条件 I : 削孔に要する重機の搬入が可能な場合

II : 施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入が困難である場合

III : 施工スペースが狭隘で、削孔に要する重機の搬入、仮設足場 (単管足場) の設置、土足場の確保が困難である場合



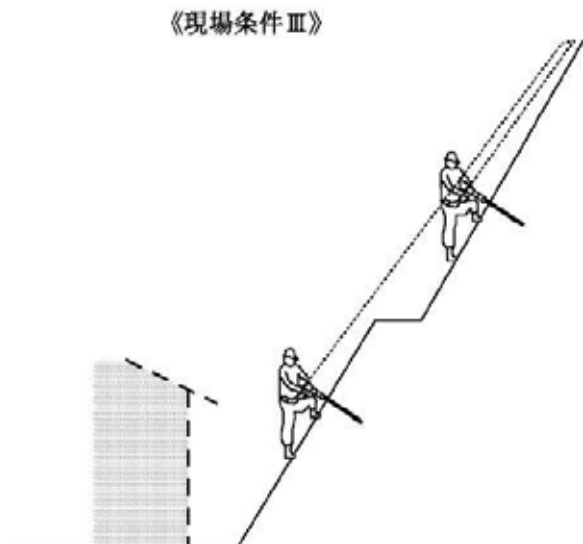
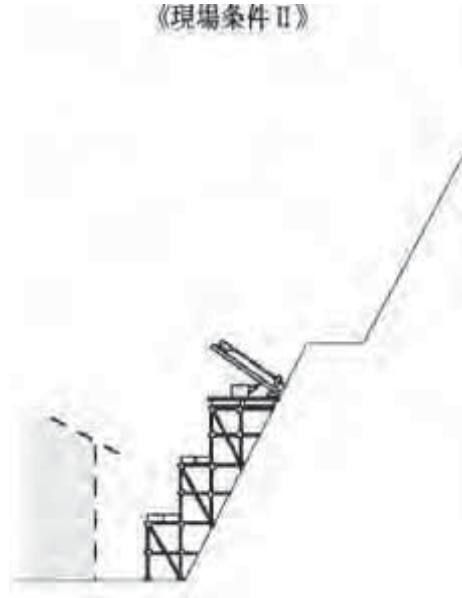
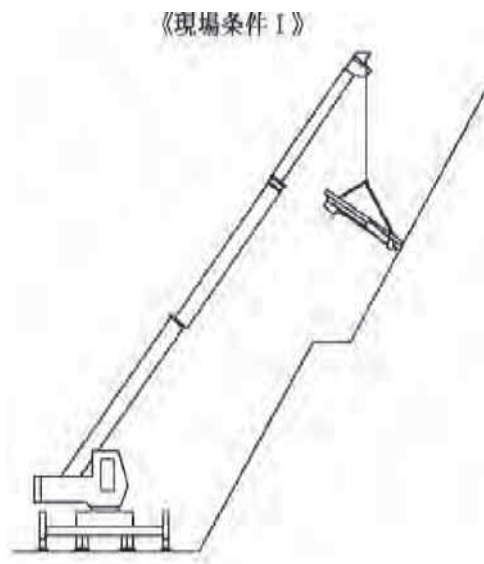


表 2.2 現場条件Ⅱの削孔機械の上下移動

規格・仕様	単位
上下移動	回

表 2.3 現場条件Ⅱの仮設足場の設置・撤去

規格・仕様	単位
設置・撤去	空 m <sup>3</sup>

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.4 加算率・補正係数の適用基準

区分		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を加算率で加算する。	S1	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間 (所定労働時間) を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	施工基面からの法面垂直高が 20m を超え、30m 以下の場合	現場条件 I において、法面垂直高が 20m を超え、30m 以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	

(2) 加算率・補正係数の数値

表 2.5 加算率・補正係数の数値

区分		記号	現場条件		
			I	II	III
加算率	施工規模	S0	(200m 以上) 0%	(200m 以上) 0%	—
		S1	(200m 未満) 10%	(200m 未満) 10%	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.10	1.10	1.15
	法面垂直高 20m を超え、30m 以下の場合	K2	1.15	—	—

(注) 施工規模加算率 (S1) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K1) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費 = 設計単価 (注) × 設計数量

(注) 設計単価 = 標準の市場単価 × (1 + S0 or S1/100) × (K1 × K2)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) ロープ足場費用は含む。
- (2) グラウト注入材の配合は以下を標準とする。

	ポルトランドセメント	水 (W/C)	混和材
重量配合比	1	0.5~0.55	必要量
1m <sup>3</sup> 当り配合	1,230kg		

- (3) グラウト注入材の 1m 当りの使用量は次式により算出する。

$$V = \frac{D^2 \times \pi}{4 \times 10^6} \times 1 \times (1 + K)$$

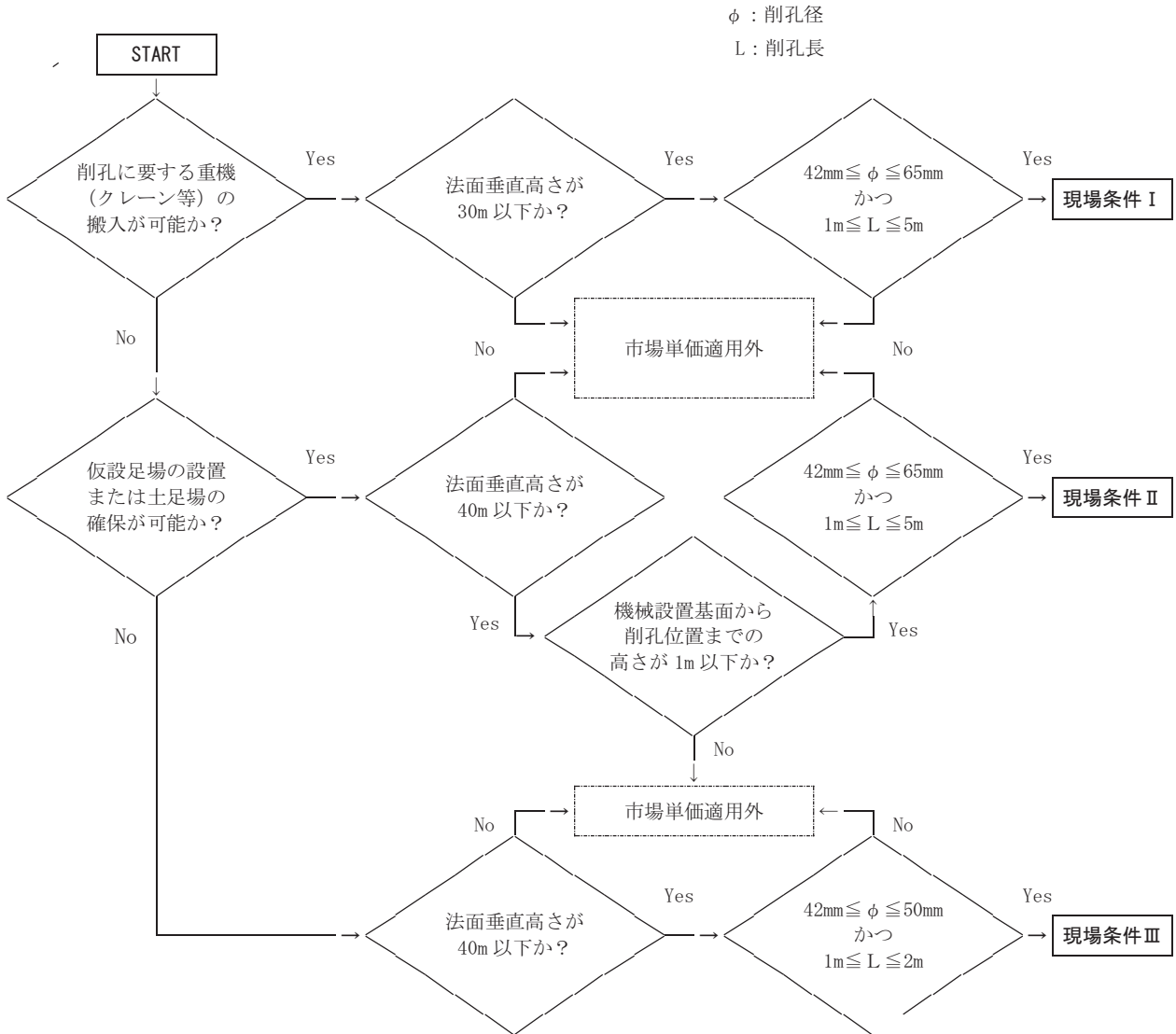
V : グラウト注入量 (m<sup>3</sup>)

D : 削孔径 (mm)

K : ロス率 (0.4 を標準とする)

- (4) 法面垂直高さとは、法面下部からの高さである。
- (5) 鉄筋挿入工の施工単位 (m) は、削孔長を表す。

《市場単価適用のフロー図 (参考)》



## 21) コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)

### 1. 適用範囲

本資料は、市場単価方式による、コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工) に適用する。

#### 1-1 市場単価が適用できる範囲

- (1) ウォータージェットシステムを用いた健全な既設コンクリート構造物の表面を粗にすることを目的とした処理作業。

#### 1-2 市場単価が適用できない範囲

- (1) 特別調査等別途考慮するもの。
- 1) 表 1.1 に示す工種。
  - 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。
  - 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。

表 1.1 特別調査によるもの

コンクリート劣化部除去を目的とする場合 コンクリート面に保護塗装等が施されている場合 洗浄、異物除去等を目的とする場合 配筋部におよぶ作業の場合 構造物の削孔を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合 鉄筋の切断を目的とする場合 構造物の打ち抜き (開口) を目的とする場合 区画線消去を目的とする場合
---	--

### 2. 市場単価の設定

#### 2-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の着色部分である。

工種	市場単価			仮設工	飛散防止	WJ表面処理作業	清掃・廃材回収	廃材積み込み	廃材運搬・処理
	機	労	材						
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工) 【SS000043】	○	○	○						

- (注) 1. 仮設工とは、足場工、防護工とする (必要に応じて別途計上)。  
 2. 材料費は清水等とする。  
 3. 単価には、ウォータージェット作業に関わる機械設備一式を含む。また、清水の調達に関する費用、濁水処理に関する費用も含む。  
 4. 交通誘導員を必要とする場合は、別途計上する。  
 5. WJは、ウォータージェットの略

#### 2-2 市場単価の規格・仕様

コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工) の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。

表 2.1 規格・仕様区分

規格・仕様	単位
コンクリート表面処理	m <sup>2</sup>

図 2.1 コンクリート表面処理 (参考図)



## 2-3 加算率・補正係数

## (1) 加算率・補正係数の適用基準

表 2.2 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施工規模	標準	S0	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で補正する。	S1 S2	全体数量
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき 1 日の作業時間（所定労働時間）を 7 時間以下 4 時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K1	対象数量
	夜間作業	通常勤務すべき時間（所定労働時間）帯を変更して、作業時間が夜間（20 時～6 時）にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K2	対象数量
	上向き施工の場合	床版裏、構造物天井等の作業方向が上向きとなる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K3	対象数量
	濁水処理費用を別途計上する場合	トンネル工事やグラウト工事のように本体工事にて濁水処理に関する費用を一式計上している場合は、市場単価の濁水処理費用を減額するため、対象となる規格仕様の単価を係数で補正する。	K4	全体数量

## (2) 加算率・補正係数の数値

表 2.3 加算率・補正係数の数値

区分		記号	表面処理
加算率	施工規模	S0	500m <sup>2</sup> 以上 0%
		S1	300m <sup>2</sup> 以上 500m <sup>2</sup> 未満 20%
		S2	300m <sup>2</sup> 未満 55%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K1	1.05
	夜間作業	K2	1.10
	上向き施工の場合	K3	1.15
	濁水処理費用を別途計上する場合	K4	0.90

(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。

2. 施工規模加算率（S1）または（S2）と時間的制約を受ける場合の補正係数（K1）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

## 2-4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注 1）×設計数量

（注 1）設計単価＝標準の市場単価×（1+S0 or S1 or S2/100）×（K1×K2×K3×K4）

## 3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

随意契約による調整を行う追加工事の取り扱い、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。